

秋田県告示第402号

秋田県田沢湖スキー場条例（平成18年秋田県条例第77号）第11条第1項の規定により、次のとおり秋田県田沢湖スキー場の利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

承認した秋田県田沢湖スキー場の利用料金は、令和5年10月1日から適用する。

令和5年9月29日

秋田県知事 佐竹 敬久

リフトの利用料金

区 分		使用の単位	利用料金の額	
1回券 ペアリフト	小学校児童	1人につき	500円	
	中学校生徒及び高等学校生徒		500円	
	一般		500円	
	60歳以上		500円	
1回券 クワッドリフト	小学校児童		1,000円	
	中学校生徒及び高等学校生徒		1,000円	
	一般		1,000円	
	60歳以上		1,000円	
5時間券	中学校生徒及び高等学校生徒		2,800円	
	一般		4,300円	
	60歳以上		3,600円	
1日券	小学校児童		1,500円	
	中学校生徒及び高等学校生徒		3,000円	
	一般		4,800円	
	60歳以上		4,000円	
	福祉		小学校児童	750円
			中学校生徒及び高等学校生徒	1,500円
			一般	2,400円
			60歳以上	2,000円
	企画		小学校児童	750円以上1,400円以下
			中学校生徒及び高等学校生徒	1,500円以上2,900円以下
			一般	2,400円以上4,700円以下
			60歳以上	2,000円以上3,900円以下
シーズン券	小学校児童		15,000円	
	中学校生徒		25,000円	
	高等学校生徒		30,000円	
	一般		65,000円	
	60歳以上		55,000円	
	70歳以上		30,000円	
	企画		小学校児童	10,000円
			中学校生徒	17,000円
			高等学校生徒	21,000円
			一般	45,000円
			60歳以上	38,000円
			70歳以上	18,000円

備考

- この表における「1日」とは、営業の開始時刻から営業の終了時刻までをいう。
- この表における「小学校児童」及び「中学校生徒及び高等学校生徒」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。
- この表における「福祉」は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は被爆者健康手帳を所持する者が使用する場合に適用する。
- この表における「企画」は、企画商品の種類に応じて、表に定める金額の範囲内において指定管理者が別に定める。